



# 埼玉県新座市

〒352-0024

新座市道場二丁目14番4号

担当課: いきいき健康部 保健センター

TEL: 048-481-2211 FAX: 048-481-2215

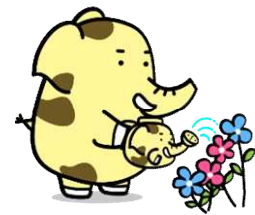
Eメール: hoken@city.niiza.lg.jp

https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/31/jisatuyobou20190704.html

## 本市のデータ

- (1)面積22.78km<sup>2</sup> (H30.4.1)
- (2)人口 165,624人(R1.9月末)
- (3)世帯数 75,288世帯(R1.9月末)
- (4)沿革 昭和45年(1970)11月に市制施行
- (5)産業別就業人口(平成27年10月1日)
  - 総数: 79125人
  - 第1次産業: 825人
  - 第2次産業: 16926人
  - 第3次産業: 54395人

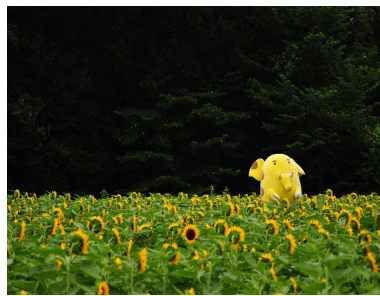
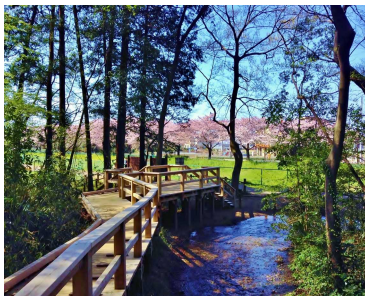
※総数には分類不能の産業人口を含む (資料: 国勢調査結果)



## 本市の概要

新座市は、埼玉県の南西部に位置し、地域の半分が東京都に接する、武蔵野の面影を残す数少ない都市です。

市制施行後は、首都圏のベッドタウンとして、都市化が進み、第二次ベビーブームの影響もあり人口が急に増えました。その後は、首都圏近郊の住宅都市として発展を遂げてきました。



## 支援に向けての取り組み状況

### <対策の方針・目標>

本市では、これまで「第2次いきいき新座21プラン」において、こころの健康づくりと自殺予防対策に取り組んでまいりましたが、平成28年以降は自殺者数が減少傾向にあるものの、毎年20人以上の方が自殺により亡くなっております。

自殺による家庭や学校、職場、社会全体にもたらす衝撃や影響は大きく、さらなる対策への取組が必要です。そこで、市民をはじめ、保健・医療・福祉・教育・労働等関係機関・団体との連携・協力を強化し、より効果的・総合的な自殺対策を推進するため、平成31年度を計画初年度とする「新座市いのち支える自殺対策計画」を策定することとしました。

## <具体的な取組み>

### 【平成29年度】

平成30年3月26日 新座市自殺対策推進協議会条例を制定。

### 【平成30年度】

- ・平成30年4月1日 新座市自殺対策推進協議会条例を施行。
- ・令和元年度を計画初年度とする「新座市いのちを支える自殺対策計画」を策定。  
本計画は、令和元年度から令和5年度までの5か年とした。
- ・自殺のない社会づくり市区町村会に加入。

#### ①新座市自殺対策計画に関する取組

- ・新座市自殺対策推進協議会は委員は15人で構成。平成30年度は年6回の開催。(学識経験者、保健医療団体の代表者、地域活動団体の代表者、保健所、警察、消防その他の関係機関の代表者、市立学校長の代表者等で構成。)
- ・市長を本部長とした新座市いのちを支える自殺対策推進本部(1回/年)の開催。
- ・新座市自殺対策庁内連絡会議(2回/年)の開催。
- ・アンケート調査 発送/回収(5月)
- ・パブリックコメントに準じた意見公募の実施(平成30年12月7日～平成31年1月6日)

#### ②講演会・研修関連

##### (1)ゲートキーパー養成講座

- ・「マインドフルネスを体験しよう～新しいストレスとの付き合い方を学びませんか?～」
- ・「女性が輝くハッピーエイジング講座～カラダのSOSってどんなこと?ピンチをチャンスに!～」
- ・「市職員向けのゲートキーパー研修」

##### (2)家族教室

「大人の発達障がい～家族・周りの人たちが理解・援助するために～」

#### ③普及啓発

- ・TwitterやFacebookで、夏休み明けや9月と3月に自殺予防に関連したメッセージを配信。
- ・自殺予防に関連した市主催の講演会や相談窓口の情報を記載したチラシを広報の同送品として年に1回配布。

### 【令和元年度(予定も含む)】

#### ①新座市自殺対策計画に関連する取組

- ・新座市いのちを支える自殺対策推進本部(1回/年)の開催
- ・新座市自殺対策推進協議会(2回/年)の開催
- ・新座市自殺対策庁内連絡会議(1回/年)の開催

#### ②講演会・研修関連

##### (1)一般講演会兼職員研修

「いのちを支えるためにできること」NPO法人ライフリンク代表 清水康之氏を講師に迎えて実施。対象者:市民、市職員(自殺対策推進本部、庁内連絡会議メンバー、5年目以上の職員)、自殺対策推進協議会委員、関係機関他

##### (2)ゲートキーパー養成講座

- ・「マインドフルネスを体験してみよう」(対象者:市民)
- ・「産後うつを劇で学ぶ～今あなたにできること～」(対象者:市民)

##### (3)若年層対策事業

- ・「児童・保護者からの相談への対応方法について」(対象者:親と子の相談員)

#### ③普及啓発

- ・TwitterやFacebookで、夏休み明けや9月と3月に自殺予防関連のメッセージを配信。
- ・自殺予防に関連した市主催の講演会や相談窓口の情報を記載したチラシを広報の同送品として年に1回配布。